

公共施設再配置・町有地有効活用等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共施設再配置・町有地有効活用等検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本町における公共施設の再配置及び町有地の有効活用等（以下「公共施設再配置・町有地有効活用等」という。）に関し必要な事項を検討するため、公共施設再配置・町有地有効活用等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設再配置・町有地有効活用等に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 公共施設再配置・町有地有効活用等に係る計画の策定に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、町長が委嘱する委員6名以内で組織する。

(報償費)

第5条 委員が委員会に出席した場合は、報償費を支給する。

- 2 前項に規定する報償費は、出席に応じ、予算の範囲内で支給する。
- 3 町議会議員が委員となった場合には、第1項に規定する報償費は支給しない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、公共施設再配置・町有地有効活用等の計画策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第7条 委員会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の傍聴は、委員会の決定をもってできるものとし、その要領は別に定める。

(意見の聴取)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策部企画政策課で処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

公共施設再配置・町有地有効活用等検討委員会会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、公共施設再配置・町有地有効活用等検討委員会設置要綱第 8 条第 4 項の規定に基づき、公共施設再配置・町有地有効活用等検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴席）

第 2 条 傍聴席の数は 10 名程度とし、委員会の開催の都度、会議室の収容人数等を考慮して定める。

（傍聴申込方法）

第 3 条 傍聴の申込み受付は、会議当日会場で申し込むものとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。

（傍聴席に入場することができない者）

第 4 条 次の者は傍聴席に入場することができない。

- (1) 前条の規定により決定した傍聴者以外の者
- (2) 検討を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第 5 条 傍聴者は、会議の秩序を乱し、又は検討の妨害となるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビの撮影及び録画等の禁止）

第 6 条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、録画又は録音をしてはならない。

（秩序の維持）

第 7 条 会長は、委員会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は必要な指示をさせたにも関わらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

（実施細目）

第 8 条 この要領に定めのない事項は、委員会で協議し決定する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 日から施行する。

## 公共施設再配置・町有地有効活用等検討委員会 委員名簿

No	氏 名	役 職
1	小峰 修司	
2	山崎 俊裕	
3	杉崎 一夫	
4	桐生 芳江	
5	三宅 栄子	
6	二見 泰弘	

# 二宮町の公共施設の更新問題への取組み

～ 公共施設白書から公共施設再配置計画へ ～

平成28年3月28日（月）



公共施設課

# 『公共施設の更新問題』とは??

公共施設の多くは、都市化の進展とともに集中的に整備されてきましたが、近い将来、これらの「公共施設」を一斉に更新する時期がやってきます

これに合わせてように高齢化と人口減少が進んで財政状況が悪化し、現状のままでは、必要性の高い公共施設まで良好な状態で保てなくなる恐れがあります

これが『**公共施設の更新問題**』です

二宮町では・・・

平成22年4月に公共施設課を新設し、施設の集中管理と改修計画策定、今後のあり方の検討に着手することとし、

平成25年3月 『二宮町公共施設白書』

平成25年10月 『二宮町公共施設再配置に関する基本方針』

を策定しました

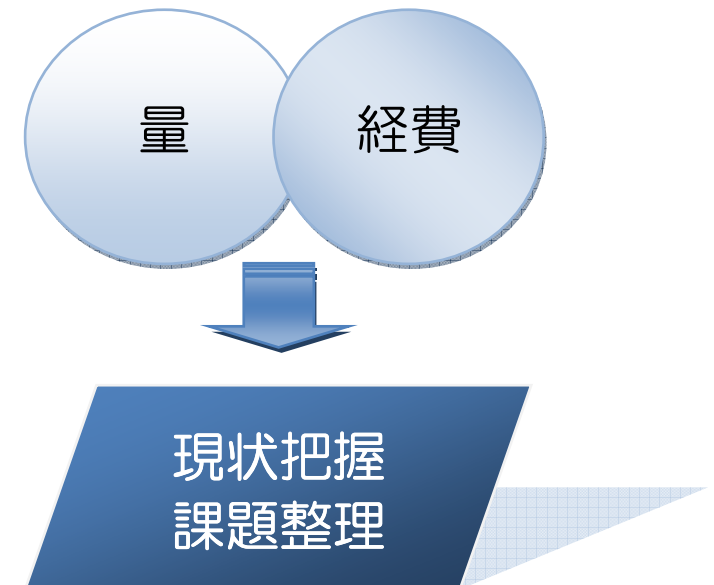
# 公共施設白書の作成

## ◇なぜ白書を作成したのか◇

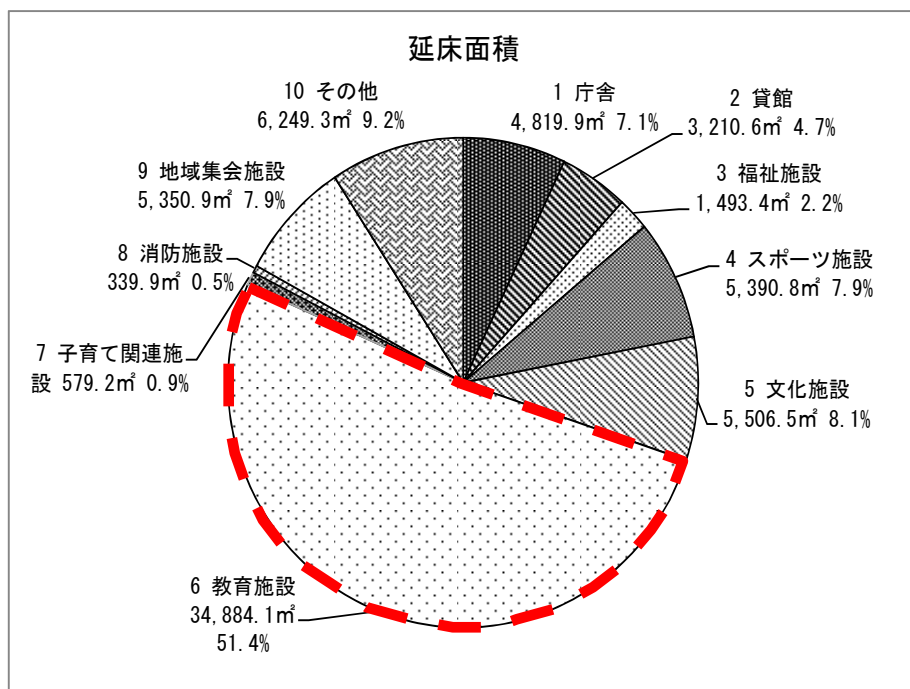
- ・平成 22 年度に策定した「二宮町行政改革推進計画」に、効率的な町施設の運営を位置付け、検討を図ってきました
- ・これからも公共施設を適正に管理し、将来の町民に健全な状態で継承していくために、各施設の現状や課題を把握し、今後の公共施設のあり方を検討していく第一歩として、この公共施設白書を作成しました
- ・平成 25 年 4 月に公表しました

## ◇白書の特徴◇

- ・道路や下水道などを除くすべての公共施設（65 施設）の現状と課題を整理
- ・専門機関からのアドバイスをもとに職員自らが作成



## ◇公共施設の数と面積◇



施設分類	施設名等	施設分類	施設名等	
1 庁舎	役場庁舎	7 子育て関連施設	二宮町立百合が丘保育園	
	二宮町町民サービスプラザ		子育てサロン (2施設)	
	教育委員会事務所	8 消防施設	分団詰所 (5施設)	
	4施設		消防庁舎	
2 貸館	二宮町町民センター	9 地域集会施設	児童館 (8施設)	
	二宮町駅前町民会館		老人憩の家 (9施設)	
	二宮町ふるさとの家		公会堂 (2施設)	
3 福祉施設	二宮町保健センター	25施設	防災コミュニティーセンター (6施設)	
	2施設		二宮町福祉ワークセンター	
4 スポーツ施設	二宮町立体育館	10 その他	二宮町 I T ふれあい館	
	二宮町民運動場		にのみや町民活動サポートセンター	
	二宮町武道館		自転車駐車場 (2施設)	
	二宮町民温水プール		二宮町環境衛生センター桜美園	
	5施設		町営山西プール	二宮町ごみ積替施設
5 文化施設	二宮町生涯学習センター ラディア		10施設	袖が浦プール
	2施設			二宮町ふたみ記念館
6 教育施設	二宮町立二宮小学校		計 65施設	
	二宮町立一色小学校			
	二宮町立山西小学校			
	二宮町立二宮中学校			
	二宮町立二宮西中学校			
	6施設	二宮町学校給食センター		

- 全 65 施設の延床面積は、67,824.6 ㎡
- 教育施設（6 施設）が全体の 51.4%（34,881 ㎡）
- 個々の施設で見ると、規模の大きなものとして生涯学習センターや役場庁舎など

二宮町の人口一人あたりの延床面積

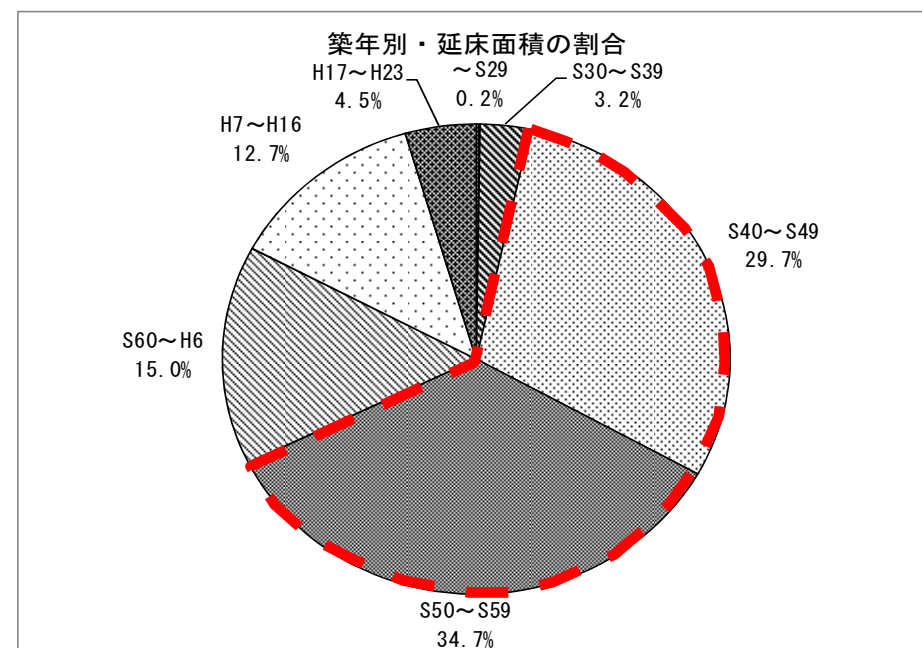
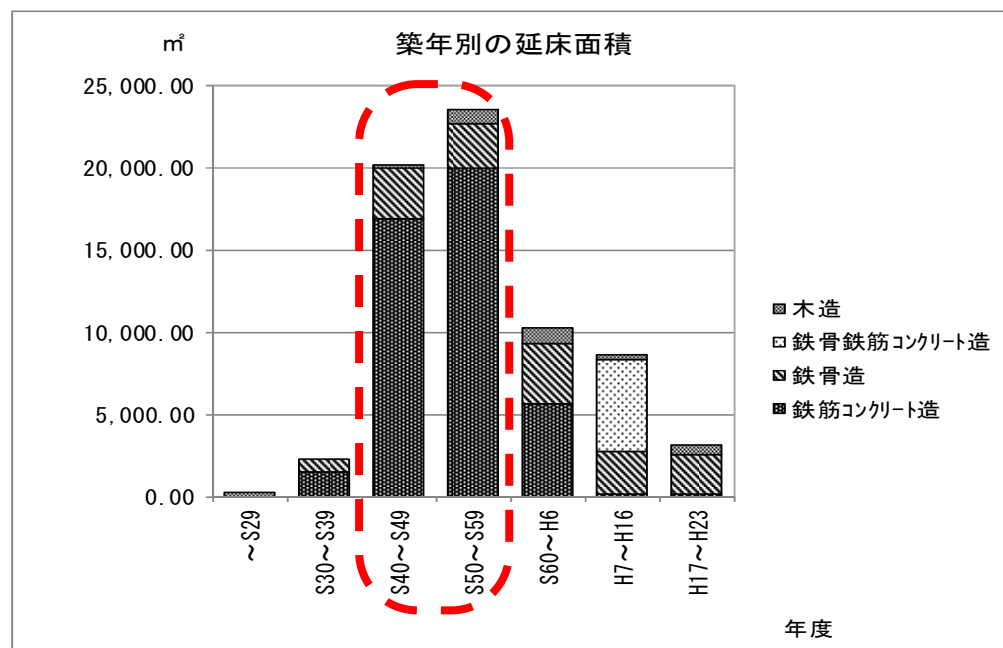
2.3 ㎡

（981 市区町村の平均 3.42 ㎡）

参照：全国自治体公共施設延床面積データ



## ◇公共施設の築年数◇



- 人口が大きく増加した昭和 40 年～50 年代に建築した建物が 64.4%
- 昭和 40 年代に建てられた建物は近々更新時期を迎える。



昭和 48 年竣工 町民センター

# 再配置に関する基本方針の策定

---

## ◇基本方針をつくりました◇

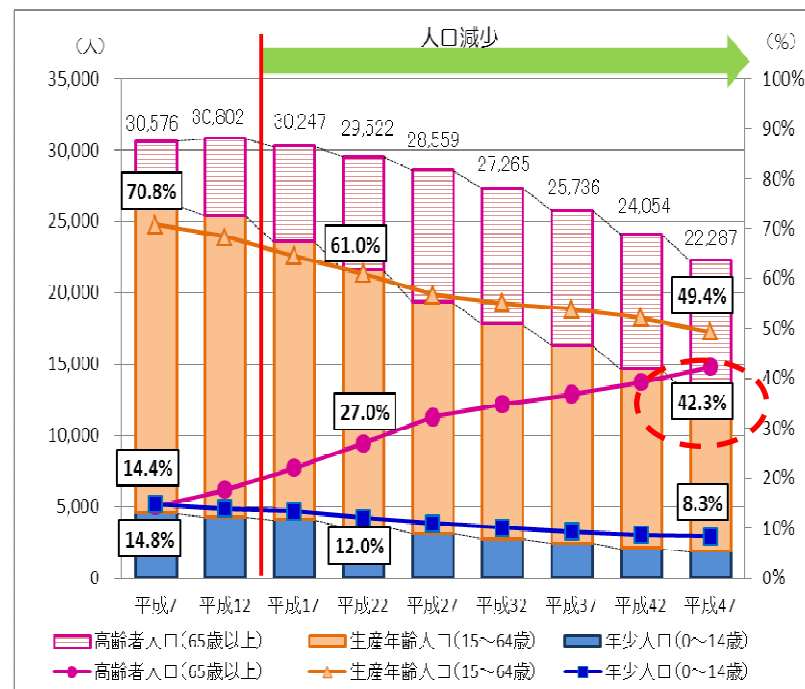
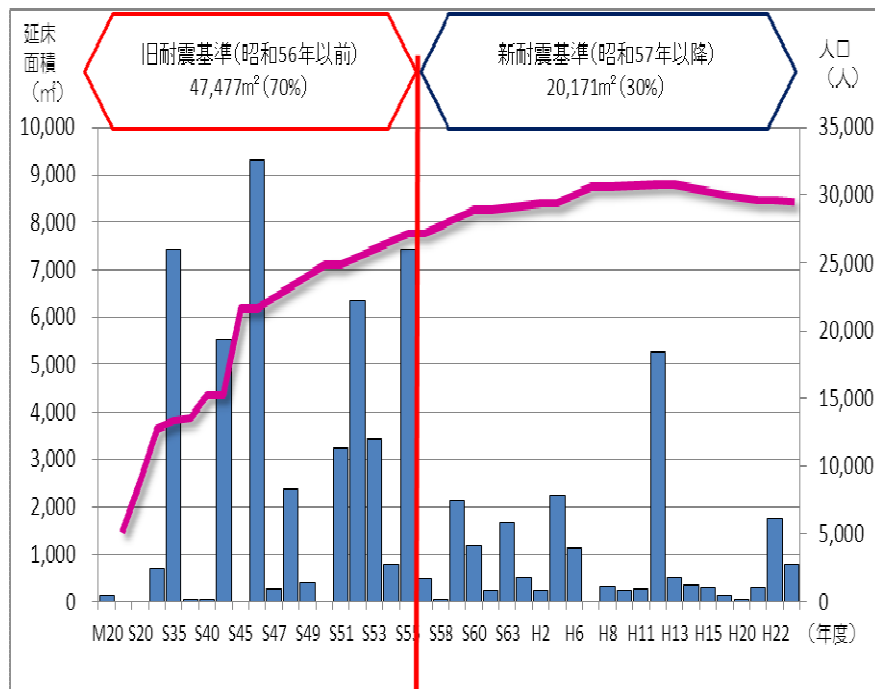
- ・ 今後も公共サービスの低下を極力避けるとともに次世代に過度の負担を強いることのないよう、効率的かつ効果的な公共施設の再配置を検討していくための基本理念として策定しました
  - ・ 公共施設白書を基礎資料として活用し、専門機関からのアドバイスを受け職員自ら策定
- ・ 今後 50 年間ににおける財政見通しと、公共施設の更新コストの試算を行いました。



**施設を現状のまま維持・更新していくことが  
極めて困難なことが明白になりました**

# ◇公共施設を取り巻く課題◇

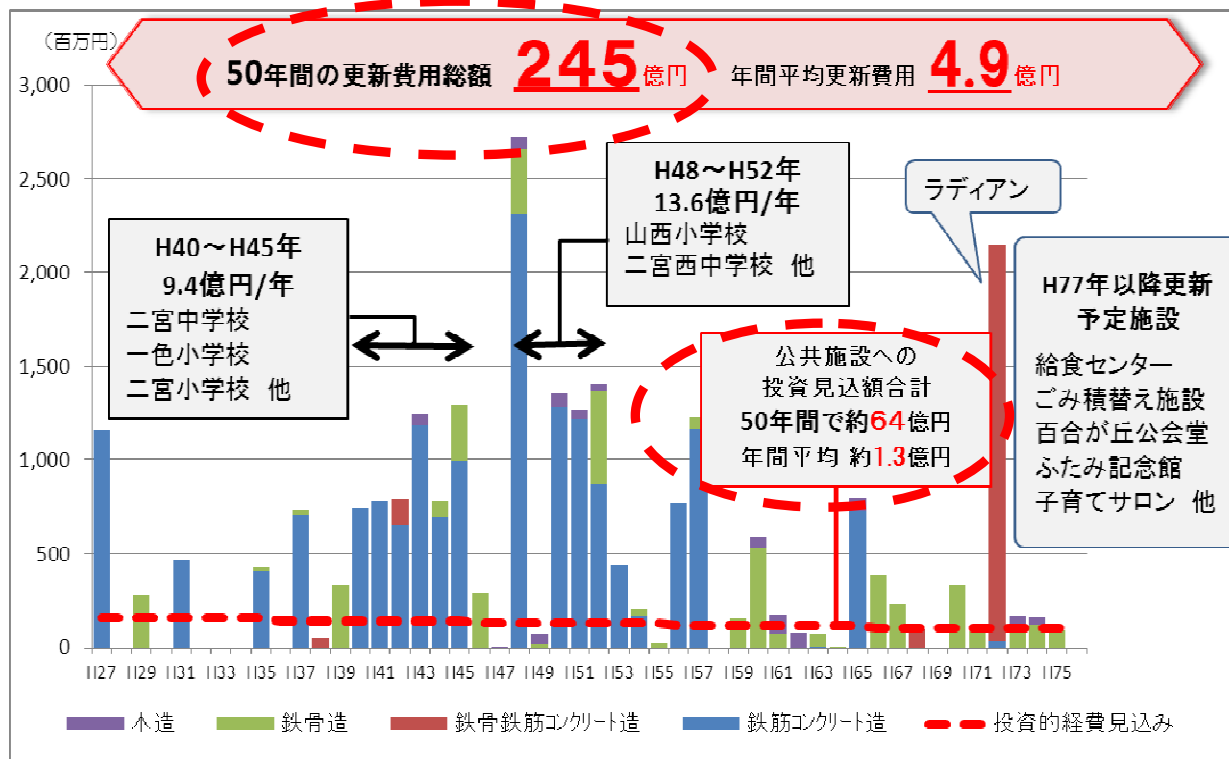
## 公共施設の現状と課題



- 築30年以上の建物は全体の約65%  
全国平均を上回る
- 旧耐震基準で建築された建築物のうち、  
一部は耐震補強未実施

- 平成47年には高齢化率42.3%
- 人口減少だけでなく、人口構成  
が大きく変化することが予想  
される

# ◇将来の更新コスト試算◇



## <更新コスト試算条件>

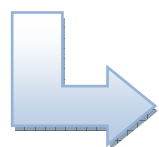
### 更新単価の設定

	建替え	大規模改修
庁舎 等	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ施設 等	36 万円/㎡	20 万円/㎡
福祉施設 等	33 万円/㎡	17 万円/㎡

### 耐用年数の設定

	設定耐用年数
鉄筋コンクリート造	60 年
鉄骨鉄筋コンクリート造	
鉄骨造	
木造	

- 更新コスト **245** 億円に対し、確保できる投資額は **64** 億円
- 延床面積に対して **26%** しか更新できない

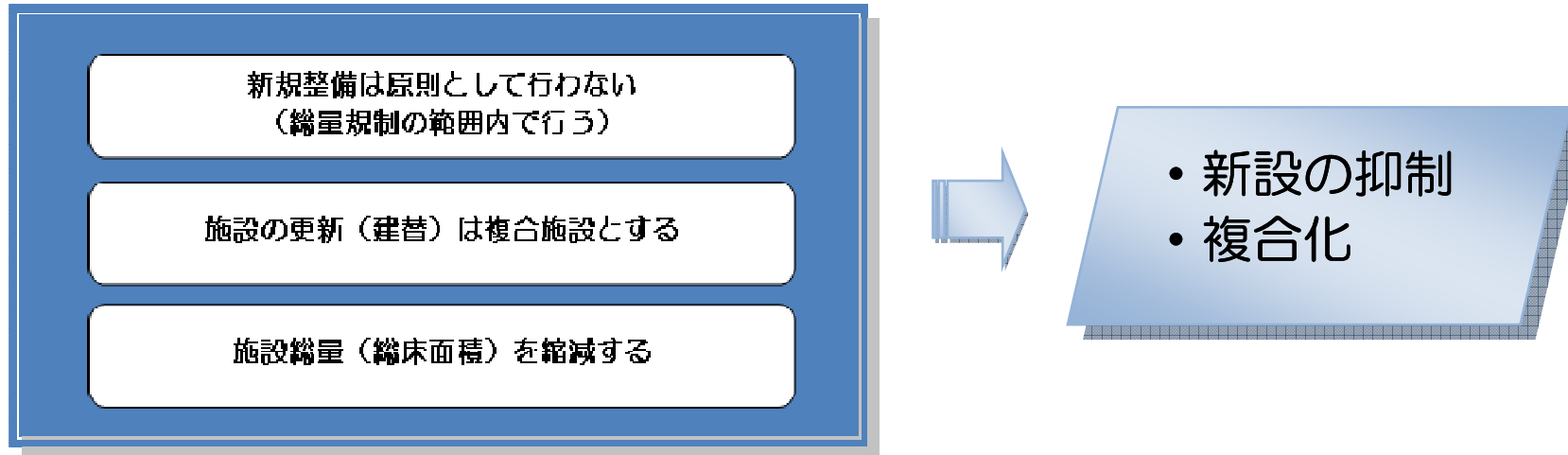


**大幅な財源不足が見込まれる**

# 再配置に関する基本方針

---

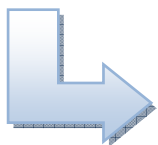
## ◇公共施設三原則を定めました◇



- 原則として新規の公共施設の建設をしない
- 施設の更新、建替えのタイミングで複合化をして総量を減らしていく
- 施設の総量の縮減目標を掲げ、その縮減目標の範囲内では、新規整備も例外的に認める
- 総量の縮減目標値は、再配置計画で定める

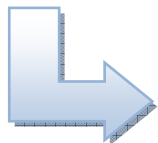
## ◇再配置に関する4つの方針を定めました◇

### ①将来を見据えた施設配置



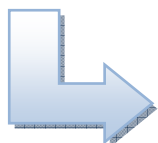
- 1) 質と量のバランスの確保
- 2) 柔軟性をもたせた施設の配置

### ②公共施設の多機能化と統廃合



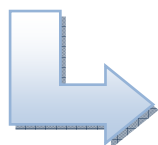
- 1) 施設の多目的利用
- 2) 効率化のための施設の統廃合

### ③効率的・効果的な管理運営



- 1) 受益者負担の推進
- 2) 民間活力の活用
- 3) 地域による運営

### ④計画的な施設整備

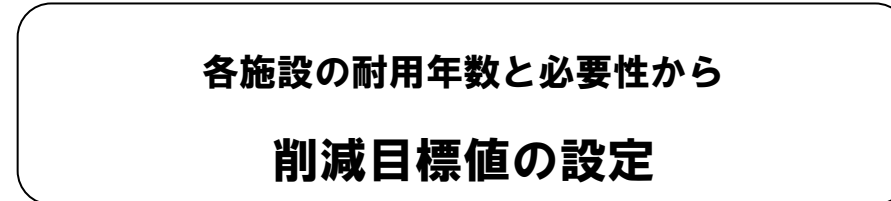
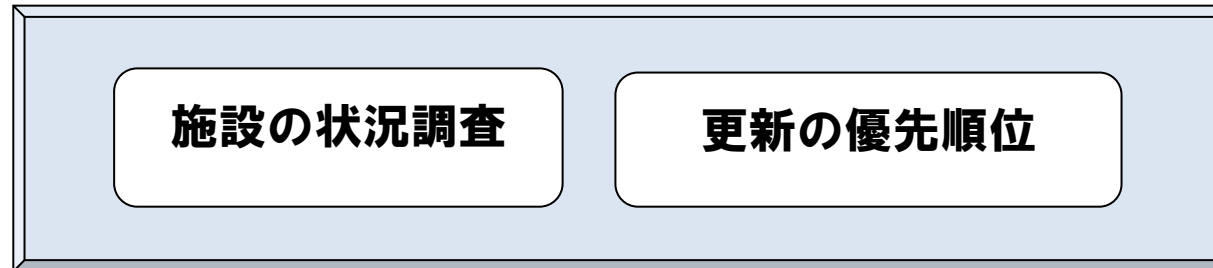


- 1) 施設の長寿命化
- 2) 計画的な大規模施設の改修や建替え

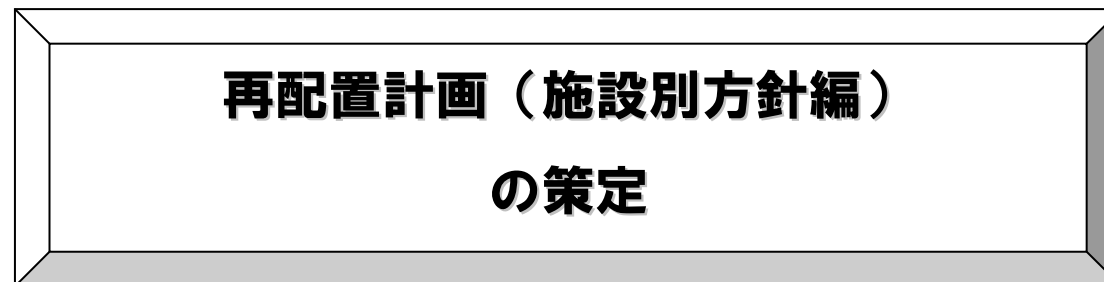
# 再配置計画の策定に向けて

---

H25.10月 庁内検討委員会の立ち上げ



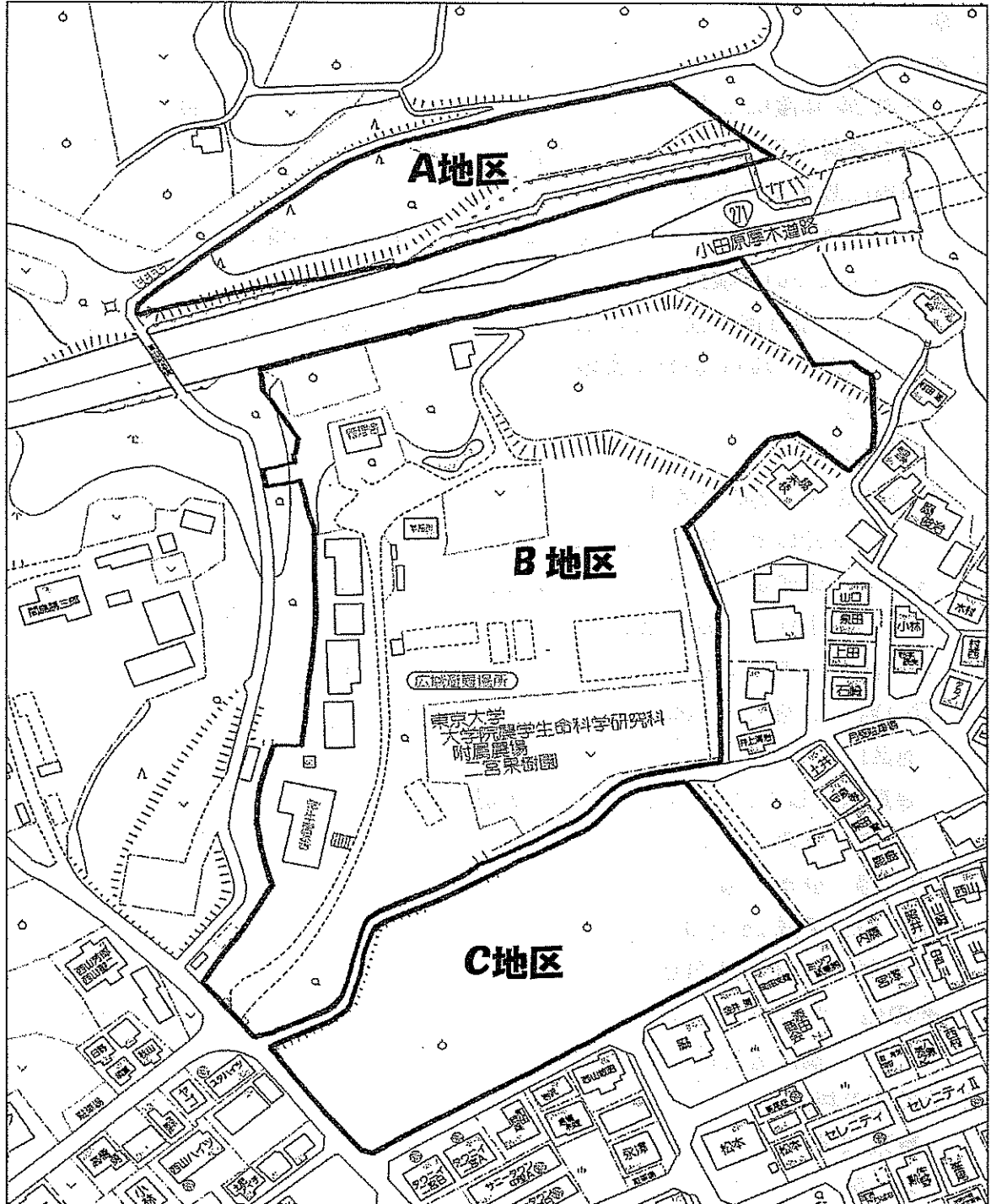
H28.6月予定







## 【 東京大学果樹園跡地の概要 】



- 所在地 中郡二宮町中里518番地
- 面積 37,625.21㎡  
 (内訳) 上記区域図A地区 4,298.67㎡  
 " B地区 24,861.09㎡  
 " C地区 8,465.45㎡
- 地目 学校用地
- 都市計画 市街化調整区域
- 取得金額 450,000,000円

## 【東京大学果樹園跡地活用等検討委員会】

○ 期 間 平成 24 年 11 月～平成 27 年 2 月（全 10 回）

○ 内 容

- ・平成 24 年度に二宮町が取得した東京大学果樹園跡地に係る将来的な土地利用構想を検討すること、並びに将来的な土地利用がなされるまでの間の暫定的な土地利用に関することについて併せて検討することを目的に設置。
- ・第 1 回から第 6 回までの検討委員会では、平成 26 年度から平成 31 年度までの暫定利用について検討を実施。
- ・第 7 回、第 8 回の検討委員会では、公共施設再配置に関する基本計画及び町の現状・課題について検討を実施。

## 【暫定利用】

○ A 地区について

- ・周辺農地への影響や接道する農道利用者への影響に配慮することを条件に入れ、公募による貸し出しを行うこととした。
- ・貸出先 株式会社ユニバーサル農場
- ・内 容 オリーブの試験栽培
- ・期 間 平成26年9月1日から平成31年3月31日まで
- ・貸付料 総額 244,600円

○ B 地区について

- ・社会貢献として、企業等を対象に公募型プロポーザルによる募集を行うこととした。
- ・貸出先 一色イーグルス
- ・内 容 少年野球
- ・期 間 平成 26 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
- ・貸付料 総額 162,300 円
- ・その他 少年野球使用日以外について、子どもの活動を支援する町民団体等に活動場所を提供している。

○ その他の利用

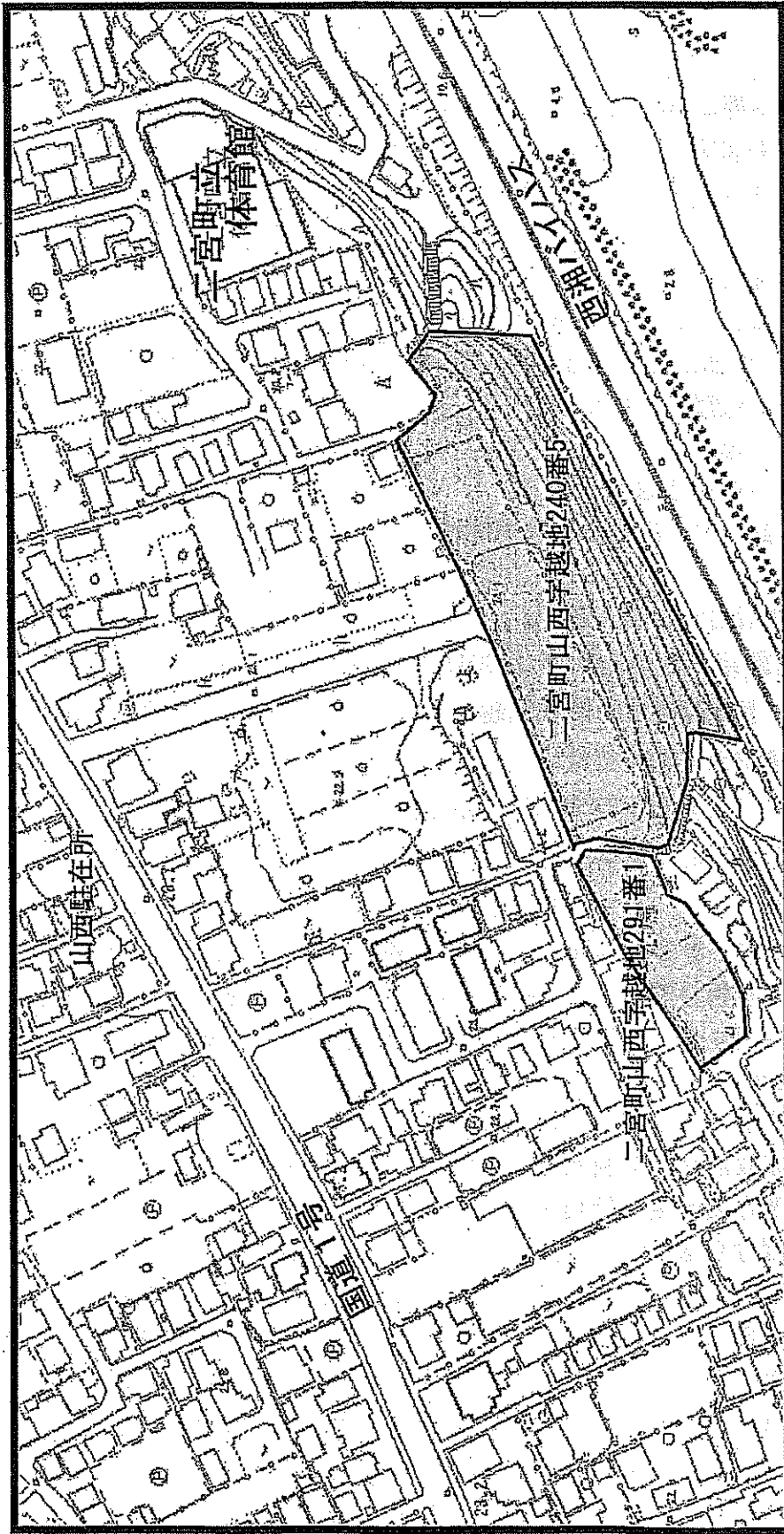
- ・東京大学果樹園跡地見学会（6 月、7 月の土日） 107 名来園
- ・A 地区、B 地区以外で利用申込による団体利用 5 団体、9 日利用

## 【委員意見概要】

- ・単に東京大学果樹園跡地を移転用地や代替用地とするのではなく、町の魅力を発信出来るような、行政施設や貸館施設、教育施設等の公共施設の統廃合・複合化が考えられる。
- ・東京大学二宮果樹園が、古くから教育研究の場として、また、周辺環境と調和を図った町民の憩いの場として広く町民に親しまれてきたことが、町がこの土地の取得に踏み切った経緯であり、町として第 5 次二宮町総合計画にも「新交流ゾーン」として位置付けていることを念頭において、今後の活用方法を検討すべきであると考えられる。

- ・ A地区は道路の接道や隣接農地への影響などを考えると、農地としての利用が相応しいと思われ、用地の整理や財源の確保の観点から、長期的な貸し出しや売却についても、検討が必要と考えるが、その際にも二宮町の魅力を失うことのないよう配慮が必要になる。

国立小児病院跡地 位置図 S=1800



敷地面積 (公簿)

二宮町山西字越地240番5	8,213.17㎡
二宮町山西字越地291番1	1,647.95㎡

## 国立小児病院跡地

### 【概要】

- 所在地 中郡二宮町山西240番5 他
- 取得日 平成16年9月29日から平成19年3月7日
- 取得金額 344,000,000円
- 面積 9,861.12㎡
  - (内訳) 山西240番5 8,213.17㎡
  - 山西291番1 1,647.95㎡
  - (その他) 取得した山西252番5、256番1(計676.98㎡)は町道277号線拡幅事業に伴う道路代替用地
- 地目 宅地
- 都市計画 市街化区域
- 用途地域 第一種中高層住居専用地域

### 【旧国立小児病院跡地の購入条件】

- 国有財産売買契約書【平成16(2004)年3月31日締結】
  - 甲：国 契約担当官 関東信越厚生局長(埼玉新都心合同庁舎内)
  - 乙：二宮町土地開発公社
  - 売買物件：二宮町山西字越地240-5外3筆 10,538.10㎡
  - 売買代金：344,000,000円

#### 〔契約内容〕

- ・国立小児病院二宮分院跡地(以下、「旧国立小児病院跡地」という)の購入条件については、売買契約書第11条から第15条において「用途指定」をしており、第12条には「指定用途」として「子育て支援施設用地」として譲渡することを定めている。
- ・「事業計画等の変更」については、売買契約書第9条の定めにより「第13条第1項に定める指定期日(平成21年3月31日)までに、やむを得ない事由より売払申請書に添付した事業計画又は利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更を必要とする事由及び変更後の計画を詳細に記載した書面をもって甲に申請し、その承認を受けなければならない。」と定めている。
- ・「用途指定の変更、解除等」については、売買契約書第16条の定めにより「詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない」が、甲が承諾する場合には甲の定める基準に基づいて算定した額を納付しなければならない。
- ・売買契約書第12条から第15条に定める用途指定に違反した場合は、「違約金」を支払わなければならないとしている。  
※違約金の額 103,200,000円

○ 国有財産（旧国立小児病院二宮分院）の処分に当たっての要望について

（二発第 1284 号平成 15 年 9 月 3 日）

〔要望書内容〕

- ・ 二宮町の利用計画（子どもの館構想）実現への協力
- ・ 処分価格の配慮

○ 国有財産（土地）の売払い申請について（二発第 1387 号平成 15 年 9 月 26 日）

〔申請内容〕

- ・ 二宮町「子どもの館」建設事業及び環境整備事業用地として、旧国立小児病院二宮分院跡地利用計画（案）「子どもの館 基本構想」を計画し、売払い申請を提出。

【（仮称）子どもの館検討委員会】

○ 期 間 平成15年9月～平成18年2月（全12回）

○ 内 容

- ・ 国立小児病院跡地に子どもの館を造るとしたら、どのような施設内容が求められているのか、また子育て支援との兼ね合いの中でどのような施設がもっとも望ましいのか検討した。
- ・ アンケート調査の実施
- ・ （仮称）子ども館全体基本構想調査報告書の作成

【暫定利用】

○ 山西 2 4 0 番 5 の利用について

- ・ 平成19年12月より「旧国立小児病院跡地仮設こどもの広場」として利用。
- ・ 一般利用 利用時間内であれば、だれでも利用可能
- ・ 専用利用 申請により利用

（利用内容：町立体育館での大会時に臨時駐車場として利用等）

○ 山西 2 9 1 番 1 の利用について

- ・ 土地をゲートボール場として利用することについて、町と二宮町老人クラブ 越地単位クラブ及び茶屋単位クラブで協定を結んでいる。（H27.3.31まで）
- ・ 平成27年4月1日以降、上記クラブからの行政財産の目的外使用申請により、使用を許可し、使用料は減免としている。

〔経緯〕

○平成15年9月～平成17年3月

（仮称）子どもの館検討委員会

「国立小児病院跡地への子育て支援施設計画検討結果報告書」

○平成16年3月31日

「国と二宮町土地開発公社が国有財産売却契約書を締結」

○平成17年10月～平成18年2月

（仮称）子どもの館検討委員会

「（仮称）子どもの館全体基本構想調査報告書（概要版）」

○平成19年3月

「（仮称）子どもの館構想の一時凍結を町議会本会議で町長が表明」

○平成19年7月～11月

子どもの広場として一般開放に向けた整地工事等を実施

「（仮称）子どもの館敷地維持管理工事 4,095,000円」

○平成19年12月～

「（仮称）子どもの館仮設広場として暫定利用」

○平成20年2月～3月

「（仮称）子どもの館敷地維持管理工事（その2） 240,450円」

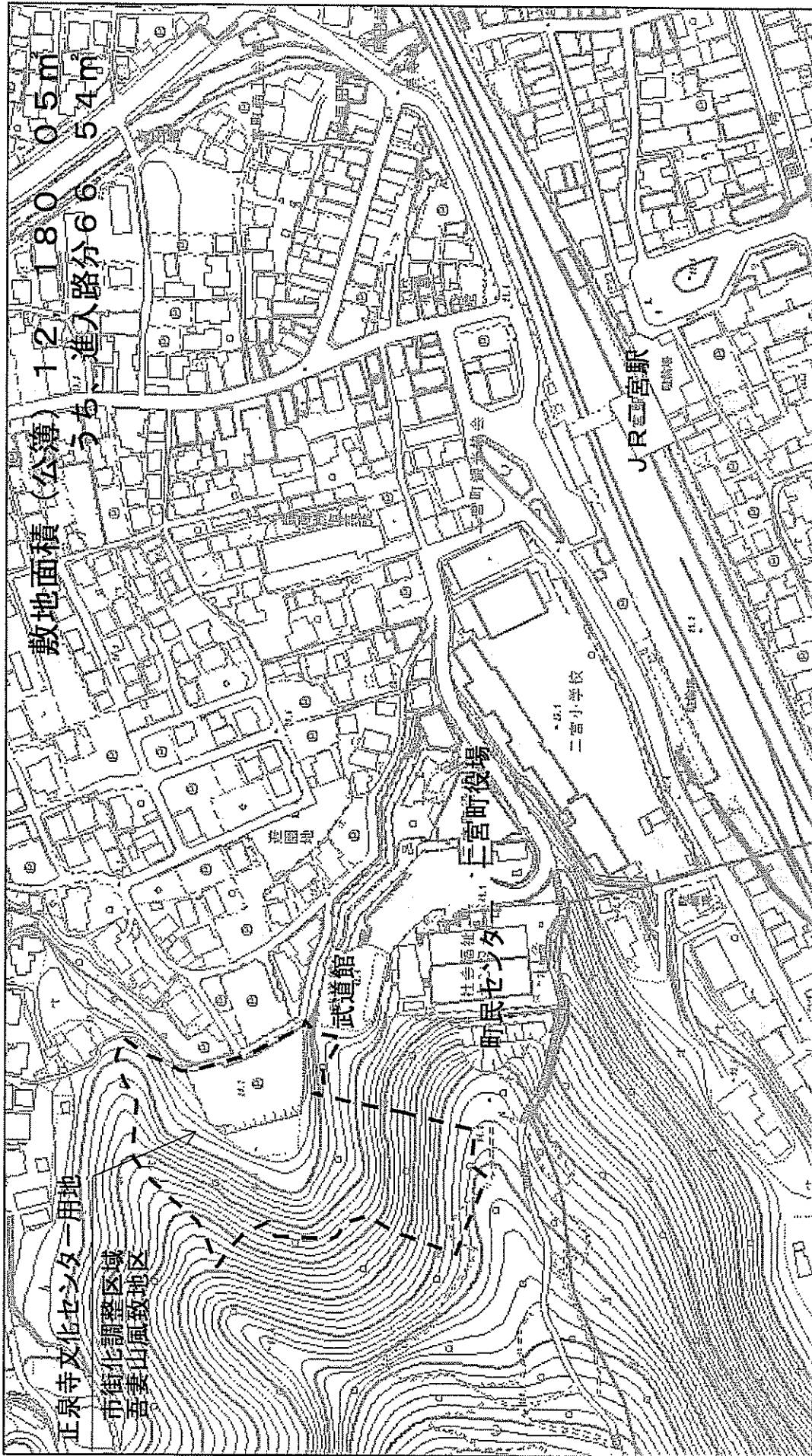
○平成21年11月18日

「国立小児病院跡地の一時利用に係る住民説明会（心泉学園関係）」

○平成22年1月～平成23年3月

「心泉学園園舎建替えに伴う仮設園舎用地として800㎡を貸出」

正泉寺跡地 位置図



100m



## 正泉寺跡地

### 【概要】

- 所在地 中郡二宮町二宮 9 5 5 - 1 他
- 面積 12,180.05㎡  
宅地 2,615.05㎡（うち進入路用地 66.54㎡）  
山林 9,565㎡
- 都市計画 市街化調整区域  
吾妻山風致地区
- 取得金額 427,365,852 円
- 文化センターを建設する目的で、平成元年 1 月に二宮町土地開発公社が取得した。  
（公社繰り調べ）

地番	宅地	山林	単価	面積合計	金額	備考
955-1	1,202.67㎡		124,025 円/㎡		149,161,146 円	
955-2		4,733㎡	10,000 円/㎡		47,330,000 円	
955-4	1,345.84㎡		124,025 円/㎡		166,917,806 円	
955-5		4,796㎡	10,000 円/㎡		47,960,000 円	
957		36㎡	10,000 円/㎡		360,000 円	
計	2,548.51㎡	9,565㎡		12,113.51㎡	411,728,952 円	
949-9	5.30㎡		235,000 円/㎡			進入路分
952-11	61.24㎡		235,000 円/㎡			進入路分
計	66.54㎡				15,636,900 円	
合計	2,615.05㎡			12,180.05㎡	427,365,852 円	

- 平成3年度から6年度で町が公社から買い取ったが、地元の反対が有るなかで、県園芸試験場の統廃合による移転により、構想が生涯学習センターに移行し（決算書事業報告書調べ）、平成12年11月にラディアンがオープンした。
- 現在は町有未利用地として公共施設課で管理しており、有効活用の方策を検討しているが、市街化調整区域かつ吾妻山風致地区であり、勝負の前地区からの進入道路は狭いため、有効活用に至っていない。

### 【経緯】

- 昭和63年10月  
「(仮称) 町文化センター建設委員会を設置」
- 平成元年1月  
「二宮町土地開発公社が土地 12,113.51㎡を先行取得 411,728,952 円」
- 平成元年8月  
「町に建設委員会より(仮称)文化センター建設についての答申書が提出」
- 平成2年3月  
「(仮称) 町文化センター実施設計を策定」
- 平成2年12月  
「二宮町教育委員会議で施設名称を「二宮町図書館」とすることを決定」

- 平成3年8月  
「二宮町議会議員9名が図書館計画の凍結を文書で要望」
- 平成3年12月  
「進入路用地 66.54 m<sup>2</sup>を取得 15,636,900 円」
- 平成4年9月  
「図書館建設計画の一時凍結を町議会本会議で町長が表明」
- 平成8年3月  
「町議会本会議で町長が一時凍結を解除し、土地利用計画の見直しを表明」
- 平成12年度  
「子どもの広場暫定工事を施工（フェンス・門扉等設置工事 3,465,000 円）」
- 平成23年10月  
「二宮町土地調整委員会で協議、売払いについては排水・進入路・取付道路等の確保が必要であり、検討の方向性として吾妻山公園利用者の駐車場整備等とする案などが出た」



## 「公共施設再配置・町有地有効活用等検討支援業務委託」の内容について

業者選定：プロポーザル方式による業者選定を予定

委託期間：契約日から平成 29 年 3 月 31 日

委託内容：

1. 対象施設等

○公共施設

- ・二宮町公共施設白書において対象とする施設（65 施設）

※ウッドチップセンター追加予定

○町有地

- ・東京大学果樹園跡地
- ・国立小児病院跡地
- ・正泉寺跡地
- ・その他、公共施設に付属する町有地

2. 委託業務内容

(1) 公共施設データの分析

- ・資産としての価値を評価、また、行政関与の必要性・費用対効果、政策目標との整合性等を分析し、公共施設再編の基礎資料とする。
- ・重要課題事項の抽出・検討や受益者負担の適正化検討を実施する。

(2) 将来的な財政シミュレーション

- ・施設の維持管理・更新等の将来コストを予測するとともに、施設の更新が集中する時期を明らかにする。
- ・過去の決算状況や二宮町人口ビジョンから公共施設の維持管理・更新等に充当可能な財源の見通しについて検討を行い、公共施設の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込みを調査する。

(3) 施設統廃合・複合化の提案

- ・再配置計画策定年度の翌年（平成 30 年）から 10 年間を短期計画として、早急に対応が必要な個別施設等に係る計画（施設の廃止、譲渡、複合化、多機能化等）については、マーケットサウンディングなどを実施しスケジュール等も含め具体的に策定する。
- ・中期・長期計画については、将来的な財務シミュレーション等と整合性を図りつつ検討を行う。

(4) シンボル事業の抽出

- ・公共施設再配置計画・町有地有効活用の推進を象徴するための「シンボル事業」を 3 か所程度位置付け、実施計画策定に向けた検討を行う。

(5) 民間参入可能性検討

- ・シンボル事業や活用していくべき施設または町有地および複数施設のパッケージ化による民間活力導入が見込まれる施設について、公民連携手法の検討を行い提案すること。

- ・ P F I 等の民間による公共サービス提供を具体的に検討できる施設等については、民間企業の参入意欲や金融機関の投資意欲等の面からも、適当な規模の事業であることが求められ、また、事業の性質・内容等から見て、民間の創意工夫の活用余地が大きく、様々な業種・規模の民間事業者の参入が期待できることが必要であり、提案にあたっては、施設の P P P 導入マーケットサウンディング等を実施し民間参入の可能性を検討すること。

〔主な公民連携手法〕

- ① 民間活動支援等による地域活性化
  - ・ 民間活動の支援、協力関係の構築、地域再生 など
- ② 公有資産の活用による事業創出
  - ・ 広告事業、ネーミングライツ、公有資産の利活用 など
- ③ 民間による公共サービス提供
  - ・ P F I、指定管理者、民営化 など

(6) 基本方針の策定

- ・ 「施設総量の縮減」
  - ⇒ 公共施設について、「町が管理していく施設」・「公民連携で管理していく施設」・「民間に管理を委ねる」等の区分を行い、施設総量の縮減を規定する。
- ・ 「民間活力導入」
  - ⇒ 民間活力導入を検討できる公共施設については、その公民連携等の手法を規定する。

(7) 公共施設再配置・町有地活用計画等の素案策定

- ・ 中長期的視点で課題解決へ向けた取り組み方策を検討し、実現可能な公共施設再配置・町有地活用等計画の素案を作成する。
- ・ 「シンボル事業」に位置付けられる施設や町有地については、複数の再編手法や活用を検討し、メリット、デメリット、事業費の概算、事業展開の比較検討結果を示し、事業化に向けた具体的な提案とすること。
- ・ シンボル事業以外の施設についても、今後活用していく施設については、施設利用の促進、P F I、P P P、P R E、先進事例等の導入を含め、さらなる有効活用案を積極的に提案すること。

(8) 町民合意形成支援

- ・ 公共施設の将来的な維持管理に係る危機意識について町民と共有し、施設総量の縮減の必要性や推進状況に対する町民の理解を得るために、啓発リーフレットの作成や広報誌・町ホームページによる啓発について提案・実施する。

(9) 会議等開催運営支援

- ・ 「二宮町公共施設再配置・町有地活用等検討委員会」の会議運営等について、会議資料等の作成及び議事録の作成などを行う。
- ・ 会議へ出席し資料説明及び質疑に対する回答等を行う。

## 「公共施設現況調査等委託」の内容について

### (1) 現状の公共施設のデータ整理

#### 内 容

- ・ 公共施設白書の全施設情報をデータ化する。
  - 施設基本状況、収入利用実績、支出実績、工事・修繕実績等
  - 継続してデータ管理できるものを作成  
(総務省が自治体向けに作成しているものを使用する予定)

### (2) 建物の現状確認調査及び複合化等の可能性調査

#### 内 容

- ・ 建物の現状確認調査
  - 公共施設白書の全施設について、目視や既存資料による懸案事項のとりまとめ
  - 温水プールや体育館等の躯体に関する施設調査
  - 東京大学二宮果樹園跡地に現存する学生宿舎等の状況確認
  - 検討委員会から提案され、複合化や利用目的変更のために調査が必要となった施設の改修等の調査（5施設程度）

#### 〔委託先〕

- ・ 建設コンサル業者等